

平成22年4月15日現在

研究種目：若手研究（B）
 研究期間：2007～2009
 課題番号：19720195
 研究課題名（和文） 「フランス人」への包摂と排除－第三共和政期の植民地住民の法的地位に関する研究
 研究課題名（英文） Including in or excluding from France : Legal status of colonial populations under the Third Republic
 研究代表者 松沼 美穂 (MATSUNUMA MIHO)
 群馬大学・教育学部・准教授
 研究者番号：40438304

研究成果の概要（和文）： フランス第三共和政の植民地支配において、市民と臣民という階層的分類の指標は、人種でも宗教でもなく、民法をはじめとするフランス法の適用を受けるか否かという、法の下での平等を旨とする共和国理念に基いていた。この法理念においては法規範すなわち文化が、変更不可能な生来の属性とみなされたが、条件を満たした一部の臣民に市民権を認めた制度は、実際の統治における政治的力関係を反映すると同時に、フランス特有の人種観を表した。

研究成果の概要（英文）： Under the colonial domination of French Third Republic, the hierarchical categorization between citizen and subject depended not on race or religion, but on application of French law, especially the civil code. This criteria itself was a result of republican ideal equality under the law. According to this legal philosophy, legal norm, that is culture, is considered as a natural character impossible to change. But several natives who satisfied certain conditions were officially accorded citizenship. This system reflected the power relations of the real government in each colony, along with some characteristics of French colonial racism.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	800,000	0	800,000
2008年度	500,000	150,000	650,000
2009年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
総計	1,800,000	300,000	2,100,000

研究分野：フランス近現代史

科研費の分科・細目：史学・西洋史

キーワード：フランス、植民地、帝国史、第三共和政、市民権、国籍、国民国家、人種

1. 研究開始当初の背景

(1)19世紀ヨーロッパの国民国家形成期の市民（シチズンシップ）概念の生成と植民地支配との関連および、ヨーロッパ本国における階級の問題と植民地の人種やセクシュアリティの問題との共鳴関係についての先行

研究は、おもに英語圏を対象とし、フランス植民地への関心は周縁的であった。

(2)近年のフランス植民地史研究においては法制度史への関心の高まりがみられ、アルジェリア人の帰化、混血児、原住民法、仏領インドの市民権と参政権といった主題がこれ

まで取り上げられた。植民地の外国人の法的地位に関する研究は、アルジェリアの欧州系入植者への国籍付与にほぼ限られている。

(3)松沼は、フランス史における植民地の軽視ないし周縁性と、現今のフランスにおける植民地の過去の遍在および重要性との間の落差を初発の問題意識とし、フランスにおける植民地の歴史的プレゼンスを、本国における植民地プロバガンダや、本国への植民地「原住民」兵の動員を取り上げて考察してきた。その過程で、植民地とフランスを分断する境界の位置と意味に関心をもち、制度的基盤としての植民地住民の法的地位に関する研究に着手した。本研究は初期段階にあったこの研究を発展させる目的で着手された。

2. 研究の目的

(1)フランス第三共和政(1870-1940)は、大革命の嫡子として人間の普遍的平等を理念とする一方で、支配者と被支配者の非対称性を根本原理とする植民地体制の建設にまい進した。フランスの存在理由とさえいえた共和政理念との矛盾ともみえるこの事態は、どのような論理によって正当化されたのか。この問いを、植民地住民の法的地位を通じて構築された、支配者と被支配者の間の境界の位置と性質という視点から考察し、ナショナル・アイデンティティの歴史的構築過程に新たな光を当てるのが、研究の目的である。

(2)植民地において「原住民」は、完全なフランス人としての法的権利を享受する市民ではなかった。フランス主権下にありながら市民でないという状況が、法理論的にはどのように成り立ったのか、またこの原則に対しどのような例外が存在したかを具体的に検討し、植民地における市民というカテゴリーの包摂と排除の論理を考察する。

(3)植民地における外国人の扱いに目を向け、どの外国人を市民あるいは非市民に準じて扱うかという議論から、住民間のヒエラルキーの性質を読み取る。そこではとくに、インドシナとニューカレドニアでの日本人の処遇に注目する。帝国主義体制に遅れてしかもヨーロッパ文明圏の外から参入した日本は、この体制の成立要件であった境界の線上に位置したといえ、日本人の法的位置づけとその変容から、植民地住民の間の不平等の構成原理を読み取ることを試みる。

(4)以上の作業を通して、フランス人としての完全な権利を有する、国民国家・社会の成員である市民という地位が、植民地において顕現した階級・人種・ジェンダーといった問題とどのような関連を有したかを考察する。

3. 研究の方法

(1)19世紀末から両世界大戦期にかけての植民地法学の発展のなかで、学生や実務家向け

の教科書・参考書類および博士論文に代表される個別研究の出版が蓄積されていった。とくに、大家が広く参照されることを想定して執筆し版を重ねた書物は、著者の見解を表すだけでなく、現場の法務に携わる法曹家や植民地に関心を持つ政治家の間、そしてとりわけ教育の場で参照されることにより、その思考が植民地統治過程で流通し再生産されていった。こうした法学書における、植民地住民の法的地位と分類に関する認識およびその歴史的背景にかんする理解を読み取る。これらの文献の一部は日本の大学図書館に所蔵されている。

(2)19世紀末以降、植民地に関する2種類の判例年鑑が刊行された。住民の市民権取得や参政権の有無、婚姻、混血児の扱いなど、本研究に関連する判例を調査し、判決、判事の意見、法学者による解説文を分析する。判例集は一部日本の大学図書館にも保存されているが欠号も多いので、フランスでの調査が必要となる。

(3)フランス植民地省・外務省の未公刊文書を公文書館において調査する。各地総督府と本国植民地省の間でかわされた文書からは、現地の問題意識と本省の認識の一致と差異を探る。先行研究の少ない仏領インド所領にもっとも注目する。外務省文書は主として外国人の法・行政的取扱いが問題化したケースを対象とし、具体的にはインドシナの日本人に関してである。

(4)議会で植民地住民の参政権、国籍などが取り上げられた際の議事録を参照する。日本国内の大学図書館等にマイクロフィルム所蔵。

4. 研究成果

(1)まず次の原則が明らかになった。共和国フランスにおいて、ネイションの構成員すなわち国民は、全員が平等な資格で政治に参加する権利を持つ市民である。市民間の平等を保証するのが、政治参加によって作られる、一般意志の表現としての法である。全ての市民は、みずからがその成立に参与する法にひとしく服することによって、ネイションの平等な構成員となる。第三共和政期には、普通選挙制度に立脚した共和政体の定着とともに、立法機関の代議員の選出は、国民共同体の構成員のもっとも基本的な属性となった。国民＝市民＝参政権という三位一体が成立する。しかし植民地先住民の大半は、国籍上はフランス人とされながら、市民としての権利を享受しない臣民であった。市民と臣民の差異を法理論的に説明したのが、後者は民法をはじめとするフランス法の適用下になく慣習法を維持しているため、同じ法にひとしく服するという市民の属性をもたない、ということ

だった。つまり人種や宗教や民族ではなく、フランス共和政の根幹をなす法の下での平等という原理によって、植民地における住民の階層的分類が成立したのである。

(2) 共和国の法原理にもとづいて差別された植民地の臣民のおかれた状況を、臣民が市民に移行するために必要とされた制度的条件および、臣民が科された特別刑法であった「原住民法」から考察した。フランス民法にしたがわず慣習法の維持を認めるという原則により法慣行つまり文化にもとづく差異化は、出生により決定され個人の意志では変更が困難な属性とみなされた意味で、本質主義的であり生物学的人種差別にも近い。しかし一部の臣民が市民権を取得する制度が開かれていたことは、格差原理とならんで帝国支配に欠かせない、一個の帝国が存続するのに必要な統合原理としても機能した。

(3) 仏領インド所領は面積や人口の点ではとるにたらない小領土であったが、その住民の参政権や市民権取得条件が、帝国全体の原則に反する重大な例外だったため、19世紀末から20世紀初頭にかけて法曹家や政治家、行政官の注目を集めた。インドでの人の分類や市民権取得制度は、19世紀後半を通じてフランスとインドの文化的異質性を強調する方向に変化しながらも、共和政理念と植民地統治とを両立させる役割を期待され続けた。慣習や宗教といった文化的差異が、生得的な変更不可能なものとして定立されていく様子が観察される

(4) セネガル四都市は、その住民が本国と同じ市民権や参政権を認められた点で、フランス植民地統治の「同化主義」を象徴するとみなされてきた。セネガル四都市住民による慣習法の維持と市民権との関連は19世紀末以降、政治的・法的論争になり、第一次世界大戦中の政策で決着がつけられた。ここに実現した制度的例外は、法律論としては批判されたが、フランス植民地主義がかかげた普遍主義の実現という意味を帯びた。

(5) 植民地において、本国のフランス人と同等に扱われる市民と、法的劣位に置かれた大多数の「原住民」との間に生まれた混血児の法的分類が問題化した。混血を市民とみなす方向で法的な解決が図られる過程で、人種という概念や用語がフランス法制度に持ち込まれた点は注目に値する。ナショナル・アイデンティティと人種とが結び付けられていったこと、またそこで「ヨーロッパ」というアイデンティティが、あたかも「白人」概念の代替であるかのように浮上してくる。

(6) 植民地において外国人は本国人に準ずる法的保護と権利を享受した「文明国」出身者と、原住民と同一視された者にと大別されたが、二〇世紀初頭の日本政府は、フランス領インドシナで日本人が「アジア人外国人」で

なく「ヨーロッパ人」並みに処遇されることを、フランス政府に求めた。日仏交渉におけるフランス側、とりわけインドシナ総督府の対応は、適用される法体系の違いによるものと説明されていた、植民地における人の階層的分類が擁した人種的性格を、浮かび上がらせる。しかし同時にそのような分類指標は、普遍性の確保によって正当性を示そうとする「国際社会」の趨勢と衝突し、変容を迫られていくものでもあった。

(7) 入植植民地として開発され本国に強く結び付けられたアルジェリアでは、宗教によってフランス人が市民と、市民権を享受しない臣民とに分類された。法の下での平等と国家の非宗教性というフランス共和主義の根本原則から逸脱したこの状況は、征服とヨーロッパ系入植者の定住の過程で政治権力を維持するために構築され、イスラームとフランス法制度との根本的異質性という法理論によって説明された。市民と臣民の婚姻や、外国人の帰化と先住民の市民権取得との比較に目を向け、ナショナル・アイデンティティがイスラームとの差異化およびヨーロッパとの同一化をともなって構築されたことを理解した。

(8) ニューカレドニアについては、1892年に日本からの鉱山労働者送り出しが始まって以来の日本人、およびそこから生まれた混血児の法的扱いについては、先行研究では明確にしていなかったこと、フランスの植民地省文書には関連史料はほぼないことが明らかになった。ニューカレドニアでの調査においては、史料へのアクセス状況から文書調査を進めるにいたらなかったが、これは今後の研究テーマとしたい。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計4件)

- ① 松沼美穂「第三共和政期セネガル四都市における参政権と市民権—共和国の境界と植民地」『日仏政治研究』(査読有)4号、2009、1-12ページ。
- ② 松沼美穂「血統・文化・人種によるフランス人種—第三共和政期の植民地における混血の法的地位」『思想』(査読無)1018号、2009、99-120ページ。
- ③ 松沼美穂「フランス第三共和政期のインド所領住民の法的地位と参政権—ナショナル・アイデンティティの構築と植民地支配の関連をめぐる一考察」『西洋史学論集』(査読有)46号、2008、21-38ページ。
- ④ 松沼美穂「フランス第三共和政期の植民地住民の法的地位に関する予備的考察」『文藝と思想』(福岡女子大学文学部)(査読有)72号、2008、73-90ページ。

〔学会発表〕（計 5 件）

- ①松沼美穂、尾立要子「フランス海外領土政策の転換：1988-1992年のカリブ・南太平洋領と地域協力政策」、第47回日仏政治学会研究会、2009.12.12, 神戸大学（兵庫県）
- ② 松沼美穂、《Statut juridique et administratif des Japonais en Indochine française》, Centre d'histoire d'Asie contemporaine, 2009.10.28, Université de Paris I (Paris, France).
- ③松沼美穂「「原住民」(Indigène)とはなにか—フランス第三共和政期の植民地統治における人の法的分類指標と境界」近代社会史研究会 2008.7.19, 京大会館(京都府)
- ④松沼美穂「第三共和政期の植民地住民の法的地位—セネガルの事例を中心に」第42回 日仏政治学会研究会、2008, 3, 8, 神戸大学（兵庫県）
- ⑤松沼美穂「フランス第三共和政期の植民地住民の法的地位—仏領インドの事例を中心に」社会経済史学会九州部会例会、2007.7.12、九州大学経済学部（福岡県）

6. 研究組織

(1) 研究代表者

松沼 美穂 (MATSUNUMA MIHO)
群馬大学・教育学部・准教授
研究者番号：40438304